

令和4年度愛媛地方最低賃金審議会  
第3回愛媛県各種商品小売業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和4年10月11日(火)午後3時25分～午後4時45分		
場所	愛媛労働局会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3名	定数 3名
	労働者代表委員	出席 3名	定数 3名
	使用者代表委員	出席 3名	定数 3名
主要議題	1 金額審議 2 その他		
<p>議事要旨</p> <p>本会議は 公開・非公開</p> <p><b>1 金額審議</b></p> <p>労側委員からは、各種商品小売業の優位性を議論する場を継続し、人材を確保していきたいこと、エッセンシャルワーカーとして貢献してきたことに報いたいこと、他産業との賃金格差や流通業界全体の賃上げに鑑み、各種商品小売業最低賃金の引上げは必須である等の意見が表明されたが、結審に向けて前回審議時から歩み寄った金額提示がなされた。そして使側の意見を受け、来年度も議論を継続したいとして、さらに歩み寄り、使側と同じ金額提示がなされた。</p> <p>使側委員からは、各種商品小売業は、産業構造の変化により優位性がなくなってきていることや、対面販売等で顧客と接するのは各種商品小売業だけではないこと等により、他産業より特段に高いレベルの特定最低賃金を設定する理由がないこと、最低賃金の急激な引上げにより正社員の賃金引上げが困難な状況や、原材料費等のコスト増を価格転嫁できない実情があり、売上が回復しても利益は回復していないこと等の意見が表明され、前回提示額以上に引き上げる根拠がないとして、前回と同じ金額提示がなされた。</p> <p>労使双方の合意により、愛媛県各種商品小売業最低賃金を1時間854円、引上げ額32円として、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、愛媛地方最低賃金審議会会長から愛媛労働局長に、愛媛県各種商品小売業最低賃金の改正決定について答申した。</p> <p>第5回本審で、部会長報告を行うことが確認された。</p> <p><b>2 その他</b></p> <p>今後の審議日程について、事務局から説明を行った。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			